

相続・遺言・贈与・後見 料金表

※ この表にない手続の費用は、個別に見積りをいたします。

	手 続	✓	基本報酬（税抜）	追加報酬（税抜）・割引	実 費
相続プラン	遺産整理ライトプラン （相続関係調査、不動産登記、預貯金解約等）		15万円 ※相続財産の価額が1,000万円以下	別紙参照	実費はご依頼内容により異なります。見積書をご参照ください。 例 ・戸籍等取得費用 ・不動産調査費用 ・謄本取得費用 ・登録免許税 ・金融機関手数料 ・郵便代 ・交通費
	遺産整理プラン （相続関係調査、不動産登記、預貯金解約等）		25万円～ ※相続財産の価額から計算	別紙参照	
	相続登記ライトプラン		4万円 ※相続人1名の法定相続	別紙参照	
	相続登記プラン		8万円	別紙参照	
相続財産調査	相続債務調査 （3つの信用情報機関の情報取得支援）		3万円		小為替代3,300円
	被相続人が経営していた会社・法人の財産調査		法人税申告書および添付書類の調査費用として5万円	不動産および金融資産の調査が必要になる場合には、別途相続不動産調査および相続金融資産調査の報酬が発生	・会社登記事項証明書取得費用 ・相続不動産調査の実費 ・相続金融資産調査の実費
	公証役場での遺言調査		5,000円		謄本取得費用数百円～数千円
	財産目録の作成 （遺産分割協議書案の作成をご依頼いただいた場合には無料）		1万円 （遺産の数が4個以下）	遺産の数が5個以上の場合は1個につき1,000円を加算	
出張関連	出張の日当・旅費・宿泊費		1万円 （移動時間を含めて3時間以内）	3時間以降は1時間区切りで5,000円を加算 上限は1日あたり4万円	・交通費 ・宿泊費
遺産分割	遺産の分割案のご提案		15万円～ （財産、相続人の数など内容に応じて個別見積り） ※遺産整理プランの追加オプション		
	遺産分割協議への協力要請文書（メール）・説明文書（メール）の作成	普通郵便またはメール	相手方1名・1通につき1万円		
		内容証明郵便	相手方1名・1通につき2万円		
	遺産分割調停に関する書類の作成	申立書	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.2% （最低5万円）		・被相続人1人につき収入印紙1,200円程度 ・切手代数千円程度 ・遺産の鑑定費用
		準備書面等	1ページ5,000円（最低1万円）		
	遺産分割審判に関する書類の作成	申立書	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.4% （最低10万円）		・被相続人1人につき収入印紙1,200円程度 ・切手代数千円程度 ・遺産の鑑定費用
		準備書面等	1ページ1万円（最低2万円）		
強制執行に関する書類の作成		1件の開始から終了まで10万円		・差押え対象に応じて1万円～ ・切手数千円程度	

	手 続	✓	基本報酬（税抜）	追加報酬（税抜）・割引	実 費
名義変更	未登記建物の所有権保存登記		2万円 （1申請、2物件以下、3,000万円未満） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算	・物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,000円を加算 ・不動産の評価額が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	
	銀行・証券会社を通さずに行う有価証券の換金・名義変更支援		5万円～ （1社、残高3,000万円未満）	残高3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	交通費別途
	生命保険金の請求手続支援		1請求につき5万円		交通費別途
	自動車の所有権移転登録		3万円 （自動車1台、仙台市の場合）		1,000円程度 交通費別途
	自動車のナンバー変更		1万円 （自動車1台、仙台市の場合）		2,000円程度 交通費別途
	車庫証明書の取得		3万円 （車庫1ヶ所、仙台市の場合）		3,000円程度 交通費別途
	関連資料の収集		・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万円		各種資料の取得実費
代理人選任・不在者関連	特別代理人選任審判に関する書類の作成		5万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり
	特別代理人就任（未成年者が行う親権者との利益相反行為に関するものに限る）		2万5,000円 （特別代理人1名、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで1,500円を加算	
	未成年後見人選任審判に関する書類の作成		10万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり
	不在者財産管理人選任審判に関する書類の作成		10万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり
	不在者財産管理人の権限外行為許可審判に関する書類の作成		5万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
	失踪宣告の審判に関する書類の作成		10万円		・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・その他の調査実費が必要になる場合あり
	関連資料の収集		・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万円		各種資料の取得実費
相続放棄に関する書類の作成	相続放棄に関する書類の作成（定型）	ライトプラン	1件につき 1万5,000円	熟慮期間の残り日数に応じて加算の場合あり	・申述1件につき収入印紙800円～950円 ・切手代数百円程度
		ベーシックプラン	1件につき 4万円		
		フルサポートプラン	1件につき 5万円		
	相続放棄に関する書類の作成	ベーシックプラン	1件につき 9万円～ （内容に応じて個別見積り）	2名以上まとめてご依頼いただく場合には1割引 ※ただし、条件あり 熟慮期間の残り日数に応じて加算の場合あり	

	手 続	✓	基本報酬（税抜）		追加報酬（税抜）・割引	実 費
相続放棄・限定承認	(定型外)		フルサポートプラン	1件につき 10万円～ (内容に応じて個別見積り)	加算の場合あり	
	限定承認に関する書類の作成・弁済までの財産管理代行		遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円未満	遺産（積極財産のみ）の評価額の2% (最低30万円)	債務弁済後の残余財産についての相続手続報酬・実費は別途発生	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円程度 ・切手代数千円程度 ・必要な場合には遺産の鑑定費用 ・上記の他、官報公告費用や内容証明郵便の郵送料などが必要
			遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円以上1億円未満	30万円 + 遺産（積極財産のみ）の評価額の1%		
			遺産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上	80万円 + 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.5%		
	熟慮期間伸長の審判に関する書類の作成		定型	1件につき 3万5,000円		<ul style="list-style-type: none"> ・相続人1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度
			定型外	1件につき 7万円		
	既に相続財産を処分してしまっている場合の加算（相続放棄、限定承認、熟慮期間伸長）		相続放棄等の各手続の報酬の他、1事件ごとに着手金10万円を加算			
	相続放棄、限定承認、熟慮期間伸長の却下に対する抗告審における書類の作成		着手金10万円		成功報酬10万円	・印紙代、切手代等
	相続放棄受理証明書取得（利害関係人）		相続放棄の有無照会	1件につき 1万5,000円		・切手代数百円程度
			相続放棄受理証明書取得	1件につき 5,000円		<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙150円 ・切手代数百円程度
関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万円 			各種資料の取得実費	
相続人不存在・特別縁故者への財産	相続財産管理人選任審判に関する書類の作成		10万円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)		管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合には1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・官報公告費用数万円程度 ・予納金が必要な場合あり
	相続財産管理人就任（あくまでも当事務所の基準。最終的な報酬額は家庭裁判所が決定。）		遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円未満	遺産（積極財産のみ）の評価額の2% (最低30万円)		<ul style="list-style-type: none"> ・官報公告費用数万円程度 ・事務内容に応じて発生
			遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円以上1億円未満	30万円 + 遺産（積極財産のみ）の評価額の1%		
			遺産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上	80万円 + 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.5%		
			上記にかかわらず、競売のみが目的であり、管理業務がすぐに終了する見込みの場合	10万円		

	手 続	✓	基本報酬（税抜）	追加報酬（税抜）・割引	実 費	
産分与	特別縁故者に対する相続財産分与審判に関する書類作成		着手金10万円	成功報酬として、取得した遺産（積極財産のみ）の評価額の2%（最低20万円）	<ul style="list-style-type: none"> 収入印紙800円 切手代数百円程度 	
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万円 		各種資料の取得実費	
海外関係	海外在住者の手続の追加手数料 （実体法および手続法の両方に日本法が適用される場合に限る）		海外在住者1名につき2万円～		<ul style="list-style-type: none"> 交通費 通信費 翻訳会社に支払う翻訳料 	
	海外の法律が適用される場合の追加手数料		個別見積り		<ul style="list-style-type: none"> 交通費 通信費 翻訳会社に支払う翻訳料 	
在監者	在監者の手続の追加手数料		在監者1名につき2万円～		<ul style="list-style-type: none"> 交通費 	
担保権の抹消	担保権の抹消登記		1万3,000円 （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算	物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として、1物件につき1,000円 登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円 	
	休眠担保権の抹消登記		10万円 （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算	物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として、1物件につき1,000円 被担保債権の弁済費用 登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円 	
	休眠担保権抹消への協力要請文書（メール）・説明文書（メール）の作成	普通郵便またはメール		相手方1名・1通につき1万円		
		内容証明郵便		相手方1名・1通につき2万円		
	休眠担保権の抹消の前提としての訴訟提起		10万円	<ul style="list-style-type: none"> 被告が複数の場合には1名につき5,000円 付郵便送達1件につき5万円 公示送達1件につき10万円 	<ul style="list-style-type: none"> 収入印紙（事案により異なる） 切手代数千円～ 	
	相続による担保権の移転登記		3万円 （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算		<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として、債権額の1,000分1（0.1%） 登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円 	
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万円 		各種資料の取得実費	
遺相続分回滅殺	内容証明郵便作成・発送		1通につき2万円		1通につき2,000円程度	
	遺留分減殺請求訴訟に関する書類の作成	訴状	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.4%（最低10万円）		<ul style="list-style-type: none"> 収入印紙（事案により異なる） 切手代数千円～ 	
		準備書面等	1ページ1万円（最低2万円）			
	強制執行に関する書類の作成		1件の開始から終了まで10万円		<ul style="list-style-type: none"> 差押え対象により1万円～ 切手数千円程度 	

	手 続	✓	基本報酬（税抜）	追加報酬（税抜）・割引	実 費	
家族信託・民事信託	信託の設計、 信託契約書の作成		財産（積極財産のみ）の評価額が5,000万円未満	財産（積極財産のみ）の評価額の1%（最低30万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・印紙税200円～ ・公正証書にて作成する場合には、公正役場の手数料 	
			財産（積極財産のみ）の評価額が5,000万円以上1億円未満	25万円 + 財産（積極財産のみ）の評価額の0.5%		
			財産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上	50万円 + 財産（積極財産のみ）の評価額の0.25%		
	受託者法人の設立		合同会社の設立	5万円	社員数、資本金の額、定款の内容等により加算あり	<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税として6万円～ ・登記事項証明書、印鑑証明書等の取得の実費
			一般社団法人の設立	6万円	社員数、役員数、定款の内容等により加算あり	<ul style="list-style-type: none"> ・公正役場の定款認証等の手数料として5万2,000円 ・登録免許税として6万円 ・登記事項証明書、印鑑証明書等の取得の実費
	不動産の信託に伴う所有権 移転登記手続		6万円 (1申請、2物件以下、3,000万円未満) ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算	<ul style="list-style-type: none"> ・物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,000円を加算 ・不動産の評価額が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税として、不動産の固定資産評価額の1,000分の4（0.4%）ただし、土地については1,000分の3（0.3%） 	
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万円 		各種資料の取得実費	
生前贈与	生前贈与の登記		6万円 (1申請、1物件以下) (お客様が取得された資料の確認、贈与する物件の不動産資料の取得を含む)	物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税として、不動産の固定資産評価額の1,000分の20（2%） ・印紙税200円 ・登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円 	
	贈与者の住所・氏名変更の 登記		1万円 (1申請、1物件以下)	物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税として、1物件につき1,000円 ・登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円 	
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円 ・周辺不動産の調査（公図取得、接道確認等）・・・1市町村1物件以下5,000円 ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万円 		各種資料の取得実費	
法定後見	後見開始の審判に関する書類の作成		8万円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 ・鑑定料1～5万円程度 	
	保佐開始の審判に関する書類の作成		8万円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 ・鑑定料1～5万円程度 	
	補助開始の審判に関する書類の作成		8万円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 ・鑑定料1～5万円程度 	

	手 続	✓	基本報酬（税抜）	追加報酬（税抜）・割引	実 費	
後見・保佐・補助)	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万円 		各種資料の取得実費	
	後見等開始の審判前の保全処分申立てに関する書類の作成		着手金10万円	成功報酬10万円	<ul style="list-style-type: none"> ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 ・予納金が必要な場合あり 	
	居住用不動産処分の許可審判に関する書類の作成		5万円 （1件、処分予定の不動産の評価額3,000万円未満）	処分予定の不動産の評価額が3,000万円以上の場合は、1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 	
任意後見・財産管理	任意後見契約書の作成		10万円	当法人が任意後見人（任意後見受任者）になる場合には、基本報酬が5万円に減額	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人に対する手数料11,000円 ・登記嘱託手数料1,400円 ・登記印紙4,000円 ・添付書類取得 数千円 ・契約書の謄本等取得 数千円 	
	財産管理契約書の作成		10万円	当法人が任意財産管理人になる場合には、基本報酬が5万円に減額	・公正証書にて作成する場合には、公証役場の手数料	
	任意後見監督人選任の審判に関する書類の作成		8万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は、1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 ・鑑定料1～5万円程度 	
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万円 		各種資料の取得実費	
	任意後見人・任意財産管理人としての財産管理事務			積極財産の評価額3,000万円未満	月額3万円	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費 ・通信費
				積極財産の評価額6,000万円未満	月額4万円	
				積極財産の評価額1億円未満	月額5万円	
				積極財産の評価額1億円以上	月額の最低額を5万円とし、1億円を超える部分につき1億円毎に1万円を加算	
		銀行、信金、郵便局等との取引（日常的な入出金を除く。）		1取引につき2万円		
		保険会社、証券会社との取引		1取引につき2万円		
	管理会社のない不動産の管理		1ヶ所につき月額2万円			
	管理会社のある不動産の管理		1ヶ所につき月額の最低額を5,000円とし、10室を超える部分につき10室毎に5,000円を加算			
不動産に関する売買または請負契約の締結			契約価額1,000万円未満	10万円		
			契約価額1億円未満	契約価額の1%		
			契約価額1億円以上	50万円 ＋ 契約価額の0.5%		

	手 続	✓	基本報酬（税抜）		追加報酬（税抜）・割引	実 費	
任意後見・財産管理	賃貸借契約、管理契約等、不動産に関する継続的な契約の締結		賃料、管理料等の月額費用の2ヶ月分（最低5万円）				
	有料老人ホーム、介護施設等の入所事務		入居一時金がある場合	入居一時金の1%（最低20万円）			
			入居一時金がない場合	月額利用料の1ヶ月分			
	医療、介護、福祉サービスの契約の締結		1件につき2万円				
	入退院の事務		1回の入退院につき2万5,000円				
	金銭消費貸借または担保権設定契約の締結		契約価額1,000万円未満	5万円			
			契約価額1,000万円未満万円以上	契約価額の0.5%			
	相続・後見・贈与等、本料金表に記載された各種手続		本料金表に記載された報酬額				
上記以外の事務		事務を行うために要した時間に応じて、1時間につき5,000円					
継続的見守り	継続的見守り契約書の作成		10万円		当法人が受任者になる場合には、基本報酬が5万円に減額	・公証人に対する手数料 11,000円 ・添付書類取得 数千円 ・契約書の謄本等取得 数千円	
	継続的見守り事務		電話のみ	月額5,000円			
		月1回の訪問あり	月額1万円		訪問が2回以上になる場合、訪問1回ごとに日当が発生	交通費別途	
死後事務	死後事務委任契約書の作成		10万円		当法人が受任者になる場合には、基本報酬が5万円に減額	・公証人に対する手数料 11,000円 ・添付書類取得 数千円 ・契約書の謄本等取得 数千円	
	死後事務受任者としての死後事務		ご要望内容に応じて個別見積り				
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万円 			各種資料の取得実費	